

各 位

会 社 名 ア イ ビ ー シ ー 株 式 会 社 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 裕 之 (コード番号:3920 東証第一部) 問 合 せ 先 コーポレートサービス統括部長 嶋 根 直 登 (TEL.03 - 5117 - 2780)

取締役候補者及び監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2020年11月18日開催の取締役会において、2020年12月17日開催予定の当社第18回定時株主総会に取締役5名及び監査役1名の選任に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役5名選任の件(2020年12月17日付) 取締役全員(4名)は、当社第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役5名(うち社外取締役3名)の 選任をお願いするものであります。

(1) 重任取締役候補者

| 新職 | 氏名 | 現職 | | | | |
|---------|----------------------|---------|--|--|--|--|
| 代表取締役社長 | かとう DSMet 加藤 裕之 | 代表取締役社長 | | | | |
| 取締役 | th i USphe 髙木 弘幸 | 取締役 | | | | |
| 取締役 | がじもと Liftまさ 梶本 繁昌 | 取締役 | | | | |

(注) 髙木 弘幸氏及び梶本 繁昌氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2) 新任取締役候補者の氏名及び略歴

| ふりがな 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等 | 所有する 当社の 株式数 |
|------------------------------------|---|--------------------|
| おおた ゆうき 太田 祐樹 (1971年12月18日生) | 1995年4月 | 一株 |
| おだ じょう 小田 成 (1961年1月21日生) | 1985年4月富士通㈱入社2012年6月同社サービスビジネス本部長2014年4月同社執行役員2018年4月同社執行役員常務 | 一株 |

- (注) 1. 小田成氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 小田成氏が取締役に選任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

(3) 新任取締役候補者選任の理由

太田祐樹氏は取締役、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、当社執行役員ソリューション事業部長等として多大なる貢献をしていただきました。今後も当社の成長戦略やコーポレート・ガバナンス強化のために更に尽力いただけると判断したため、取締役候補者といたしました。小田成氏は富士通㈱の執行役員としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより当社の成長とコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

2. 監査役1名選任の件(2020年12月17日付)

監査役八代博隆氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(1) 新任監査役候補者の氏名及び略歴

| ふりがな 氏 名 (生年月日) | 略歴、 | 地位及び重要な兼職の状況等 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------------------------------------|--|--|--------------------|
| やまもと よしゆき 山本 祥之 (1955年11月4日生) | 1978年4月 1985年11月 1995年3月 1999年9月 2004年7月 2005年2月 2013年6月 2017年12月 2019年11月 | 東京コンピュータサービス㈱入社 ㈱インテリジェントウェイブ入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長執行役員 ㈱ODNソリューション社外取締役 当社社外取締役(現任) ㈱サンデーアーツ取締役(現任) | 1,200株 |

(注) 1. 山本祥之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 当社は、山本祥之氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 3. 山本祥之氏は本総会終結の時を以て当社取締役を退任する予定であります。また、2020年12月14日開催予定の㈱サンデーアーツ定時株主総会終結の時をもって㈱サンデーアーツの取締役を退任する予定であります。

(2) 新任監査役候補者選任の理由

山本祥之氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の監視 と有効な助言が期待できるため、監査役候補者として選任いたしました。

以 上